

## 立入調査

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- (1) 第 10 条の規定に違反し、適切に管理されていない土地又は建物
- (2) 第 13 条第 1 項に規定する廃棄物を焼却する土地
- (3) 第 14 条第 1 項に規定する騒音又は悪臭が発生する土地又は建物
- (4) 第 15 条第 1 項に規定する飼い猫の飼養者の土地又は建物

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### （解説）

1. 本条第 1 項は、土地又は建物の雑草等の管理（第 10 条）・屋外における廃棄物の焼却行為への配慮（第 13 条第 1 項）・周辺的生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮（第 14 条第 1 項）・飼い猫の飼養者の配慮（第 15 条第 1 項）の規定に関して、必要な限度において、土地又は建物に立ち入り調査することができることを規定したものである。
2. 本条第 2 項は、立入調査をする職員の身分証明書の携帯義務と提示義務を規定したものである。
3. 本条第 3 項は、立入調査の権限について、規定したものである。
4. この条例の立入調査の規定は、相手方の同意を前提とする調査である。